

一般社団法人 東部日本ボールルームダンス連盟 協力団体規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下、本法人という)定款第5条に定める協力団体である、都県各ボールルームダンス連盟(以下、都県連盟という)と、本法人の関係につき必要な事項を定めることを目的とする。

(独自性と協調、協力)

第2条 都県連盟と本法人は相互の独自性を尊重しつつ、互いに信頼、協調、協力しあい、ボールルームダンスに関する事業の発展に努めるものとする。

(定款及び諸規程の遵守)

第3条 都県連盟は、協力団体として、本法人の定款及び諸規程を遵守するものとする。

(ブロックの構成)

第4条 都県連盟は、相互に協力し合うブロックを構成することができる。

(公認競技会の開催)

第5条 都県連盟は、本法人が公認するボールルームダンス競技会を、単独または、ブロック等の合同で開催することができる。

(資格・試験制度における連係)

第6条 都県連盟と本法人は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下、日本ボールルームダンス連盟という)の資格・試験制度の維持、発展の為に、試験委員及び講師の任免・登録、並びに各種試験の実施、等に関し相互に緊密な連係をはかるものとする。

(会員)

第7条 本法人の管轄する都県に、住所又は勤務地若しくは活動拠点を置く会員で、日本ボールルームダンス連盟の正会員になろうとする者は、都県連盟に申請し、本法人の理事会の承認を得ることを必要とする。

2 前項の会員が、日本ボールルームダンス連盟の正会員の資格を得たときは、
本法人の会員として登録される。

(登録選手)

第8条 第5条に定める公認競技会にはノービス競技会を除き、原則として、本法人に登録された選手
が出場することができる。

(審査員)

第9条 第5条に定める公認競技会は、原則として、本法人に登録された審査員によって審査される。

(必要事業の協力)

第10条 都県連盟と本法人は、共通の目的を達成するために必要な事業を協力して行うことができる。

(都県連盟長会議)

第11条 本法人は、相互の理解を深め、事業の円滑化と発展をはかるために、隨時、都県連盟の長と会議を開くものとする。

(事業報告書等)

第12条 都県連盟は本法人に、その事業年度ごとの事業報告及び決算書、並びに翌事業年度の事業計画及び予算書を、事業年度の終了後3か月以内に提出するものとする。

(都県連盟分担金)

第13条 都県連盟は本法人に対し、都県連盟分担金 2万5千円を、毎年 7月末までに支払うものとする。

付 則 平成 26年11月27日承認